

日 薬 業 発 第 364 号
令 和 3 年 12 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その 87、その 88）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬が特例承認されたことに伴う同薬の取り扱いにつきましては、令和3年12月24日付け日薬業発第361号にてお知らせしたところですが、今般、別添（1および2）のとおり疑義解釈が示されました。

このうち別添1は、医科診療報酬点数表について示されているものですが、保険薬局においてもこれに準じて対応することとなります。

調剤については、別添2のとおり、ラゲブリオカプセル 200mg（成分名：モルヌピラビル）（以下「本剤」という。）の投与は評価療養に該当することが示されています。

具体的には、通常、保険薬局で評価療養に係る医薬品を取り扱う場合には地域支援体制加算に係る届出が必要ですが、本剤については、本剤の対応薬局として都道府県のリストに掲載されている薬局であれば、届出は求められていません。

また、レセプト請求にあたっては、薬剤料を除き調剤報酬を請求することになりますが、「処方」欄に「薬評」と記載した上で、当該医薬品の名称を記載することとなります。

取り急ぎお知らせいたしますので、宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

別添 ※いずれも厚生労働省保険局医療課より事務連絡

1. 疑義解釈資料の送付について（その 87）（令和3年12月24日付け）
2. 疑義解釈資料の送付について（その 88）（令和3年12月27日付け）

別添 1

事務連絡
令和3年12月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その87）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和3年12月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その87）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：モルヌピラビル) は、保険診療との併用が可能か。

(答) 当該医薬品の投与に係る薬剤料に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収しない場合については、当該医薬品が既に薬事承認(特例承認)を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

別添 2

事務連絡
令和3年12月27日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その88）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年12月27日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その88）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

調剤報酬点数表関係

問1 ラゲブリオカプセル 200 mg (成分名：モルヌピラビル) (以下「本剤」という。) については、「疑義解釈資料の送付について (その 87)」(令和 3 年 12 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) において、「時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする」こととされたが、評価療養として本剤の投与を行う薬局について、どのように考えればよいか。

(答) 「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」(令和 3 年 11 月 9 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡) に定める対応薬局として、各都道府県において取りまとめられたリストに掲載されている薬局において行われる本剤の投与については、評価療養に該当する。